

栃木地方最低賃金審議会

議事録

議事要旨

(整理番号 0410)

第4回 栃木地方最低賃金審議会

令和4年8月23日 公開

開催日時	令和4年8月23日(火)	9時15分～10時30分	
開催場所	宇都宮市明保野町1-4 宇都宮第2地方合同庁舎5階大会議室		
開催状況	公益を代表する委員	出席 4 人	定数 5 人
	労働者を代表する委員	出席 5 人	定数 5 人
	使用者を代表する委員	出席 4 人	定数 5 人
主要議題	1 栃木地方最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について 2 栃木県特定最低賃金の改正決定の必要性について 3 栃木県特定最低賃金の改正決定について(諮問) 4 その他		

議事録・議事要旨	議 事 録
----------	-------

事務局	<p>ただ今から、令和4年度第4回栃木地方最低賃金審議会を開催いたします。</p> <p>— 定数の確認 — 公益代表委員の黒川委員、使用者代表委員の益子委員が欠席委員15名中13名の出席があり、最低賃金審議会令第5条第2項により3分の2以上の定足数を満たし、本会議が成立していることを報告。</p> <p>— 傍聴者の報告 — 本日の審議会は、栃木地方最低賃金審議会運営規程に基づき公開とされ、公告の結果8名の傍聴申込みがあり、1名欠席のため7名が傍聴することを報告。</p> <p>それでは、今後の議事の進行につきまして、会長にお願いしたいと思います。</p>
太田会長	それではここから、私の方で議事を進めさせていただきます。

事務局	<p>傍聴者の方は、「審議会傍聴に当たっての遵守事項」を遵守するようにお願いします。</p> <p>なお、審議会の秩序を乱し、審議会の進行を妨げるものと認められる場合は退去していただくこともありますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは最初に、議題（１）の「最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について」ですが、事務局より、当審議会が８月５日に答申した意見を公示した結果について報告してください。</p> <p>— 異議申出に関する経過、とちぎコープ労働組合及び佐野地区労働組合会議・労働組合わたらせユニオンの連名により異議申出書の提出があったこと、同意見書の意見内容の朗読、意見理由の朗読割愛をもって報告 —</p>
太田会長	<p>ただ今報告のありましたとおり、当審議会の「栃木県最低賃金の改正決定に関する意見」に対しては、異議申出がなされております。</p> <p>本日は、この異議申出に関して、栃木労働局長より当審議会に対して諮問が行われます。</p> <p>それでは、局長お願いします。</p>
局長・会長	<p>— 諮問文手交 —</p>
太田会長	<p>ただ今、栃木労働局長より、異議申出に関して諮問を受けました。</p> <p>事務局は諮問文（写）を全ての委員に配付して、確認のため朗読してください。</p>
事務局	<p>— 諮問文（写）を各委員に配付・朗読 —</p>
太田会長	<p>ただ今の諮問を受け、異議申出に関する審議を行うことといたします。</p> <p>まずは、公・労・使それぞれの代表委員において、別室で協議していただき、その後、労働者代表委員、使用者代表委員、公益代表委員の順で、それぞれの御意見を伺いたいと思いますが、よろしいでしょうか。</p>
各代表委員	<p>— 異議なし —</p>
太田会長	<p>それでは、公・労・使それぞれの代表委員は、協議室にて異議申出に関しての協議をお願いいたします。</p> <p>協議時間は１０分程度とさせていただきます。</p> <p>事務局は、それぞれの代表委員を協議室に案内してください。</p>

各代表委員	— 公労使それぞれの協議室にて協議 —
太田会長	<p>それでは、再開します。</p> <p>協議の結果につきまして、御意見をお聴きしたいと思います。</p> <p>まず、労働者代表委員から御意見をお願いいたします。</p>
菊嶋委員	<p>労働側で協議した結果について、報告いたします。</p> <p>各団体の御意見・御主張の多くは、労働者側代表が今回の審議会及び専門部会で主張してきた内容と同様であると考えております。</p> <p>3つに絞って報告させていただきます。</p> <p>労側が基本的認識として述べてきたのは、日本経済の自律的成長に向けては人への投資が不可欠であり、そのためには最低賃金の上げが必要であるということになります。</p> <p>この2年間は、コロナ禍を踏まえた審議を行ってきましたが、現在は、社会活動の正常化も若干すすみ、経済は回復基調にあると認識しています。</p> <p>今後、重要な点については、政策効果により支えられ持ち直しの局面にある経済回復について、より自律的な成長軌道に乗せていくことだと考えています。</p> <p>本年度の審議結果、引上げ額 31 円、時間額 913 円ということで、労働者側においては反対ということで最終判断をさせていただきました。審議の中では、日本経済の自律的成長のためには、人への投資が不可欠で、そのためには最低賃金を引き上げることが必要であること、もう一つが、春闘で実現した賃上げの広がりや底上げの流れを最低賃金につなげていくべきだということ、急激な物価上昇が、働く者の生活を圧迫していることを踏まえて、引上げが必要であることを主張してきました。</p> <p>これらの主張は、一定程度受け入れられ、連合が目指す誰もが時給 1,000 円に一步前進する金額が示されたと考えています。</p> <p>ただし、依然としてナショナルミニマム水準としては十分とは言えず、今後とも継続的な引上げが必要だと考えています。</p> <p>全国平均に触れますが、現時点で岩手県がまだ決定が出ていませんが、昨年の加重平均は 930 円、本年度は現時点での単純平均になりますが 961.2 円、引上げ額でいきますと 31.2 円という数字が出ております。</p> <p>最後になりますが、社会の不安定化に歯止めをかけて、持続可能な社会を実現していくためにも、生存権を確保した上で働きの価値に見合う水準としてふさわしいミニマム水準はいかにあるべきか、ミニマム水準や地域間格差を意識つつ、当面目指す水準を重視し真摯に議論を尽くし、三者構成を大事にし議論を尽くした結果であると認識していますので、今年度の賃金改定についての答申どおりと、労側については考えております。</p>

太田会長	<p>以上です。</p> <p>次に、使用者代表委員から御意見をお願いいたします。</p>
鈴木委員	<p>使用者側で協議した結果について、述べさせていただきたいと思いをします。</p> <p>審議会及び専門部会において、十分に調査・審議した結果、8月5日の答申になったと思っています。</p> <p>答申にあるように、コロナウイルス感染症の他にも、資材・エネルギーの高騰、急速な円安等、厳しい経営環境にある企業に対しては、各種支援策の周知、最低賃金を引き上げやすい環境の整備等に取り組んでいただきたいと思いますと思っています。</p> <p>異議申出の内容については、栃木県最低賃金を時間額1,000円以上に引き上げる等のことではありますが、使用者側委員としましては、新型コロナウイルス感染症による経済活動の制限など影響の長期化は、中小企業の経営に極めて深刻な影響を与えており、依然として回復の見通しがついていない企業も数多くあると聞いております。</p> <p>最低賃金は、すべての労働者の賃金の最低限を保障するセーフティネットであり、業績の善し悪しに関係なく一律に強制力を持って適用されるものです。</p> <p>また、景気後退局面においても、実質的に引き下げられないものであり、現状では時間額1,000円以上にすることは、到底困難であると思えます。</p> <p>以上のことから、8月5日の答申どおりとすることが妥当であると考えます。</p> <p>以上です。</p>
太田会長	<p>最後に、公益代表委員から御意見をお願いいたします。</p>
荻原委員	<p>公益代表委員で協議しました結果について御報告いたします。</p> <p>異議申出の内容につきましては、十分に審議をしてきた内容であると考えますので、答申どおりとすることが妥当であるとの結論に達しました。</p> <p>以上です。</p>
太田会長	<p>ただ今、公・労・使それぞれの代表委員の御意見をいただいたところであります。</p> <p>とりまとめますと、「これまでの審議において、今回、異議申出された御意見の内容も含めて十分に審議が尽くされており、その結果が8月5日の答申となったものであり、答申どおりとすることが適当」という御意見であったと思いますが、いかがでしょうか。</p>
各代表委員	<p>— 異議なし —</p>

太田会長	<p>それでは、異議申出の諮問につきましては、「令和4年8月5日付けの答申どおり決定することが適当である」として、答申することといたします。</p> <p>いずれにしましても、最終的な答申の取りまとめに時間がかかったことにも代表されますように、調整、相互の主張の共通理解を図るうえでの合意形成については、大変難儀をいたしました。そういう中で苦渋の決断として、今回は31円という結論に至ったということであります。それぞれ主張されておりますように、不十分さを持っているということは、私としても認めざるを得ないところです。そういう点では、引き続き不十分な点を一步でも前進させるべく、ここに留まることなく、引き続き審議を進めさせていただきたいと思っております。</p> <p>そのことを最後に申し述べさせていただきます。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、事務局は、異議申出の諮問に対する答申文（案）を作成してください。</p>
事務局	— 答申文（案）作成 —
太田会長	事務局は、答申文（案）を全ての委員に配付してください。
事務局	— 答申文（案）配付 —
太田会長	事務局は、確認のため朗読してください。
事務局	— 答申文（案）朗読 —
太田会長	<p>この答申文（案）について、御意見などございますか。</p> <p>特に、御意見など無いようでしたら、この答申文（案）のとおり決定します。</p> <p>よろしいでしょうか。</p>
各代表委員	— 異議なし —
太田会長	<p>それでは、答申文（案）のとおり決定します。</p> <p>お手元の答申文（案）の（案）を削除して、本日8月23日の日付を記入してください。</p> <p>事務局は、答申文を作成してください。また、傍聴者用の（写）も準備してください。</p>
事務局	— 答申文作成・答申文（写）配付 —
太田会長	それでは、栃木県最低賃金の改正決定の審議会意見に対する異議申

<p>会長・局長</p>	<p>出に関して、審議した結果を栃木労働局長に答申いたします。 局長、よろしく願いいたします。</p> <p>— 答申文手交 —</p>
<p>太田会長</p>	<p>ただ今、栃木県最低賃金の改正決定の審議会意見に対する異議申出に関して、栃木労働局長に答申いたしました。</p> <p>当審議会における栃木県最低賃金の改正決定に係る調査審議は、これをもって終了とさせていただきます。</p> <p>なお、栃木県最低賃金専門部会については、同専門部会運営規程第10条に「審議会の意見に関する異議の申出期間が満了したときをもって、これを廃止する。」と規定されておりますので、栃木県最低賃金専門部会は廃止となります。</p> <p>続きまして、議題（2）の「栃木県特定最低賃金の改正決定の必要性について」です。</p> <p>これにつきましては、8月5日に開催された第3回審議会において、塗料製造業を始めとした6つの産業に係る栃木県特定最低賃金の改正決定の必要性について、局長より諮問を受け、同審議会において、特別小委員会を設置し調査審議を付託しておりました。</p> <p>ここで、改正決定の申出に係る取下げについて、事務局より報告があります。</p>
<p>事務局</p>	<p>— 7月19日に改正決定の申出があった各種商品小売業特定最低賃金は、8月8日に取下書の提出が申出者よりあり、同日受理したことを報告。よって、必要性の審議は、「塗料製造業」「はん用機械器具等製造業」「電子部品等製造業」「自動車・同附属品製造業」「計量器等製造業」の5つの産業となることを説明 —</p>
<p>太田会長</p>	<p>ただ今報告があったとおりですが、7月5日に設置した特別小委員会においては、6つの産業に係る特定最低賃金の改正決定の必要性について、特にコロナ禍の影響を受け厳しい経営環境の各種商品小売業に係る必要性について、十分な時間をかけて専門的な審議を予定しておりましたが、当該産業の改正決定の申出が取下げられたことから、8月17日に開催予定としていた特別小委員会の開催を取りやめることといたしました。</p> <p>特別小委員会において審議予定としていた他の特定最低賃金の改正決定の必要性については、これから審議することとさせていただきます。</p> <p>特定最低賃金の改正決定については、労使それぞれのイニシアティブによるものであること、また労使それぞれの合意形成を尊重するものとされておりますので、よろしく願い申し上げます。</p>

	<p>それでは、「塗料製造業、はん用機械器具等製造業、電子部品等製造業、自動車・同附属品製造業、計量器等製造業」の5つの特定最低賃金の改正決定の必要性について、御意見などいかがでしょうか。</p>
各代表委員	<p>— 異議なし —</p>
太田会長	<p>労使それぞれ意見はなしということでありませう。 労働者代表委員には、改正決定の必要があるということに再確認をさせていただきますがよろしいですか。</p>
労働者代表	<p>はい。</p>
太田会長	<p>使用者代表委員は、改正決定の必要を認めるということによろしいですか。</p>
使用者代表	<p>はい。</p>
太田会長	<p>それでは、「塗料製造業、はん用機械器具等製造業、電子部品等製造業、自動車・同附属品製造業、計量器等製造業」の5つの特定最低賃金の改正決定の必要と認める」として、栃木労働局長に答申することといたします。 事務局は答申文（案）を作成し、全ての委員に配付してください。</p>
事務局	<p>— 答申文（案）作成の上、配付 —</p>
太田会長	<p>事務局は、確認のため答申文（案）を朗読してください。</p>
事務局	<p>— 答申文（案）朗読 —</p>
太田会長	<p>この答申文(案)について、御意見などございますか。</p>
各代表委員	<p>— 意見等なし —</p>
太田会長	<p>御意見など無いようでしたら、この答申文（案）のとおり決定してよろしいでしょうか。</p>
各代表委員	<p>— 異議なし —</p>
太田会長	<p>それでは、答申文（案）のとおり決定します。 お手元の答申文（案）の（案）を削除して、本日8月23日の日付を記入してください。 事務局は、答申文を作成してください。また、傍聴者用の（写）も準備してください。</p>

事務局	— 答申文を作成 —
太田会長	それでは、栃木県特定最低賃金の改正決定の必要性について、審議した結果を栃木労働局長に答申いたします。 局長、お願いいたします。
会長・局長	— 答申文手交 —
太田会長	続きまして、議題（３）の「栃木県特定最低賃金の改正決定について」です。 ただ今、５つの産業に係る栃木県特定最低賃金について、改正決定の必要を認める旨の答申を行いました。 これにより、栃木労働局長から「塗料製造業、はん用機械器具等製造業、電子部品等製造業、自動車・同附属品製造業、計量器等製造業」の５つの産業に係る栃木県特定最低賃金の改正決定について諮問があります。 それでは局長、お願いいたします。
局長・会長	— 諮問文手交 —
太田会長	ただ今、局長から５つの産業に係る栃木県特定最低賃金の改正決定について、諮問を受けました。 事務局は、諮問文（写）を全ての委員に配付してください。
事務局	— 諮問文（写）配付 —
太田会長	事務局は、確認のため朗読してください。
事務局	— 諮問文（写）朗読 —
太田会長	それでは、ただ今の栃木県特定最低賃金の改正決定の諮問により、最低賃金法第 25 条第 2 項の規定に基づき、栃木県特定最低賃金専門部会を設置し審議することといたします。 それでは、特定最低賃金専門部会の委員の推薦手続きについて、事務局より説明をお願いします。
事務局	— 推薦手続きについて説明 —
太田会長	続いて、関係労使の意見聴取等の手続きについて、事務局より説明をお願いします。
事務局	— 意見聴取手続について説明 —

太田会長	<p>専門部会委員の推薦手続き、及び関係労使からの意見聴取手続き、いずれも期限があります。</p> <p>特に、専門部会委員の推薦手続きについては、期限が9月3日までと短期間になりますので、御留意いただきたいと思います。</p> <p>続きましては、専門部会に関して、次の2点をお諮りしたいと思います。</p> <p>最初に、栃木県特定最低賃金専門部会の運営規程（案）をお諮りしたいと思います。</p> <p>事務局は、机上配付された運営規程（案）について、説明をお願いします。</p>
事務局	<p>— 特定最低賃金専門部会運営規程（案）の説明 —</p>
太田会長	<p>ただ今の運営規程（案）の説明について、御意見などございますか。</p>
各代表委員	<p>— 意見等なし —</p>
太田会長	<p>御意見など無いようでしたら、運営規程は原案どおり決定いたします。</p> <p>この規程は、本日より施行いたしますので、お手元の運営規程（案）の（案）を削除し、附則の施行期日に令和4年8月23日の日付を記入してください。</p> <p>次に、最低賃金審議会令第6条第5項の適用についてです。</p> <p>専門部会の決議については、最低賃金審議会令第6条第5項において、「審議会は、あらかじめその議決するところにより、専門部会の決議をもって審議会の決議とすることができる」ことを規定しております。</p> <p>当審議会においては、従前より、専門部会における決議が「全会一致」である場合に限り、これを適用することとしておりますが、いかがいたしましょうか。</p>
各代表委員	<p>— 例年どおり —</p>
太田会長	<p>それでは、栃木県特定最低賃金専門部会において、「全会一致」での決議となった場合に限り、審議会令第6条第5項を適用し、これを審議会の決議といたします。</p> <p>最後に議題（4）の「その他」ですが、委員の皆様、何かございますか。</p>
中島委員	<p>先ほどの運営規程の中のテレビ会議システムの関係ですが、今、当たり前のように普及してしまっていて、集合形式でなければ移動時間もかからず、テレビ会議なら参加できるということもありますので、テレ</p>

	<p>ビ会議システムに対応した出席を検討していきたいと思いますが、いかがでしょうか。</p>
太田会長	<p>ただ今、テレビ会議の活用について御質問がありましたので、事務局から対応について説明をいただけますか。</p>
事務局	<p>今、中島委員から御質問のありましたテレビ会議についてですが、本省の方で準備を進めておりますが、地方にはまだ指示がきておりませんので、栃木局においてテレビシステムを用いての審議会はまた先になると思います。</p>
中島委員	<p>わかりました。 基本的には集合形式になるということですね。</p>
事務局	<p>はい。そのように御理解いただければと思います。</p>
中島委員	<p>わかりました。</p>
太田会長	<p>まだ、十分な設備等、条件が整わないというので、引き続き実現に向けて検討・準備をお願いしたいと思いますが、現時点においては、従前どおり集合形式によって審議会を進めていくことを確認させていただきたいと思います。 その他、御質問等ございますか。</p>
各代表委員	<p>— 意見、質問等なし —</p>
太田会長	<p>特に無いようでしたら、事務局は今後の日程等について説明してください。</p>
事務局	<p>— 日程等の説明 —</p>
太田会長	<p>ただ今の説明について、何か御質問などございますか。</p>
各代表委員	<p>— 質問等なし —</p>
太田会長	<p>特に御質問など無いようであれば、本日の議事につきましては、審議会運営規程第7条第1項の規定により議事録を作成し、同条第2項の規定により公開といたします。 議事録の内容確認を私のほか、労使それぞれの代表委員のどなたかをお願いしたいのですが、どなたがよろしいでしょうか。</p>
各代表委員	<p>— 労使それぞれの代表委員で協議 —</p>

太田会長	<p>それでは、労働者代表菊嶋委員、使用者代表鈴木委員にお願いいたします。</p> <p>最後に、局長より御挨拶があります。</p> <p>局長、よろしくお願いいたします。</p>
局 長	<p>本日は、栃木県最低賃金の改正決定に係る異議申出に関するの答申と、栃木県特定最低賃金の改正決定の必要性についての答申をいただきました。誠にありがとうございます。</p> <p>栃木県最低賃金の改正決定につきましては、本日の答申を踏まえまして、これまでの本県の最低賃金を 31 円引き上げまして、時間額 913 円、発効を 10 月 1 日と決定をいたします。</p> <p>今後につきましては、10 月 1 日の発効に向けて、広く県民の皆様への周知・広報を行うとともに、最低賃金の履行の確保の指導等に努めて参ります。加えて、最低賃金の引上げに取り組む中小企業に対しての各種支援策、なかでも業務改善助成金につきましては、一層の活用促進に向けて、局を挙げて取り組んで参ります。</p> <p>もう一つの栃木県特定最低賃金の改正決定の必要性につきましては、5 つの産業について「必要性あり」との答申をいただきました。</p> <p>各委員の皆様には、これまでの間、丁寧な御審議をいただきましたことに感謝を申し上げますとともに、本日諮問させていただきました、特定最低賃金の改正決定につきましても、御多忙の中、御苦労をおかけすることと思いますが、引き続き御協力のほどよろしくお願い申し上げます。</p> <p>本日は誠にありがとうございました。</p>
太田会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>以上により、本日の審議はすべて終了しました。</p> <p>これをもって、第 4 回栃木地方最低賃金審議会を閉会といたします。</p> <p>今後ともよろしくお願い申し上げます。</p>